

市民と旅行者の相互理解促進事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

金沢市では、令和6年における市内の年間宿泊者数がコロナ前を超えるなど、旅行者数が増加傾向にある。そのような状況下で、特定の時期・時間・場所に旅行者が集中し、市民生活への影響がみられるほか、日本の文化への理解不足による外国人旅行者のマナー違反が問題視されており、オーバーツーリズムの懸念が生じている。

本事業は、市民と旅行者の相互理解を促進するための特設サイトを開設し、市民生活と観光の調和を促進するものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

市民と旅行者の相互理解促進事業

(2) 業務内容

別添「仕様書」とおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 参加条件

参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与す

るなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (4) 企画提案書の提出期限の日までに納期が到来する国税及び地方税を滞納していないものであること。
- (5) 類似業務の受注実績が過去３年以内にあり、確実に業務を履行できるものであること。

4 提案上限額

３，３００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、委託業務の内容の実施にかかる全ての費用を含む。

提案にあたっては、全体の経費見積もりを行うこと。

5 スケジュール（予定）

項 目	期 限
① 実施要領等の公表	令和７年７月３０日（水）
② 参加表明書の提出	令和７年８月１２日（火）正午まで
③ 質問の受付	令和７年８月１８日（月）正午まで
④ 企画提案書の提出	令和７年８月２６日（火）正午まで
⑤ 審査結果の通知	令和７年９月上旬
⑥ 契約・発注手続き	令和７年９月上旬
⑦ ウェブサイト公開	令和８年２月下旬
⑧ 実施報告書等納品	令和８年３月下旬

※本スケジュールは、必要に応じて変更できるものとする。

6 関係書類の入手方法

本プロポーザルの関係書類は、以下のページからダウンロードすること。

https://www.kanazawa-kankoukyoukai.or.jp/everyone/article/detail_615.html

7 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、以下の要領により関係書類を提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を認めないので注意すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式１）※押印不要

イ 会社概要及び業務実績（様式２）

(2) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。

(宛先) 金沢市観光政策課 宛

kankou@city.kanazawa.lg.jp (TEL: 076-220-2194)

提出の際は、件名を「【参加表明書提出】市民と旅行者の相互理解促進事業」とすること。メール送信後に、到着確認のため、電話で連絡をすること。

(3) 提出期限

令和7年8月12日(火)正午まで

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、以下の要領により質問票(様式3)を提出すること。

(1) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。

(宛先) 金沢市観光政策課 宛

kankou@city.kanazawa.lg.jp (TEL: 076-220-2194)

提出の際は、件名を「【質問票提出】市民と旅行者の相互理解促進事業」とすること。メール送信後に、到着確認のため、電話で連絡をすること。

(2) 提出期限

令和7年8月18日(月)正午まで

(3) 回答方法

回答は質問者へメールで回答するとともに、参加表明書を提出した事業者全員に質問内容及び回答をメールで送付する。

なお、評価基準の配点に関する内容や、他の応募者に関する内容等の質問については受け付けない。

9 企画提案書の提出

企画提案書は1者につき1案のみとし、以下の要領により関係書類を提出すること。

(1) 提出書類(以下2点[ア、イ])

ア 企画提案書の提出について(様式4) ※押印不要

イ 企画提案書(様式任意)

以下の項目に従い作成すること。

①業務内容に関する具体的な企画案

- ・別紙「仕様書」中の「目的」をより効果的に達成することができる企画案とすること。
- ・市民向けウェブサイトに掲載する「観光がもたらす効果への理解を促進するコ

ンテンツ」や旅行者向けウェブサイトに掲載する「周遊観光や分散型観光を促進するコンテンツ」は、楽しみながら能動的に学ぶことのできる内容を提案すること。定期的に内容を更新、追加するなどして、継続して閲覧してもらえるような内容を検討すること。

- ・市民及び旅行者がウェブサイト閲覧する動機づけとなるような仕掛けを提案すること。特に旅行者については、旅マエの閲覧を促進する内容を盛り込むこと。特典等を付与する場合、それに要する経費も契約金額に含むものとする。
- ・次年度以降も引き続き取り組むことができる提案とすること。
- ・PV数やユーザーの傾向、ニーズや行動特性等が容易に計測分析できるアクセス分析ツールや分析項目について具体的に提案すること。
- ・仕様書に記載した事業項目及び事業内容を原則とするが、これによらない提案も受け付ける。

②作業工程

- ・業務の進め方、スケジュールに関する考え方を明記すること。

③業務実施体制

- ・予定人数を含め、担当業務ごとに詳細に記載すること。

④再委託の有無（ただし、発注者の承諾を要するものに限る。）

- ・再委託をする場合は、再委託する事業者名、住所、業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額を記載すること。（様式不問）
- ・再委託する業務範囲、再委託の必要性については具体的に記載することとし、下記（i）～（iii）が明確に判断できるようにすること。

※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における（ii）に限る。

（i）「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。

（ii）「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務

・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。

（iii）「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

⑤参考見積及びその内訳

- ・経費見積りは、それぞれの項目・単価・数量等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。人件費や企画費、一般管理費などは、実費類と必ず区分して記載すること。

⑥注意事項

- ・企画書には提案者が特定できるもの（社名・個人名等）を一切記載しないこと。
- ※「企画書の表記等で提案者が特定できないようにし、公正な審査が行える環

境を整える」という、本注意事項の趣旨を踏まえ、企画書を作成すること。

(2) 提出形式

- ・以下のとおり、「郵送」及び「電子データ」にて提出すること。

【郵送】

○企画提案書の提出について（様式4） 1部

○企画提案書（様式任意、A4版） 5部

内訳：（i）提案者名の記載があるもの：1部

（ii）提案者名の記載がないもの：4部

【電子データ送付】

○企画提案書（提案者名の記載がないもの）の電子データ

(3) 提出方法

- ・以下の宛先にそれぞれ提出すること。

【郵送】

（送付先）〒920-8557 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市観光政策課 宛

※「【企画提案書提出】市民と旅行者の相互理解促進事業」在中と記載すること

【電子データ送付】

（宛先）金沢市観光政策課 宛

kankou@city.kanazawa.lg.jp（TEL：076-220-2194）

提出の際は、件名を「【企画提案書提出】市民と旅行者の相互理解促進事業」

とすること。メール送信後に、到着確認のため、電話で連絡をすること。

(4) 提出期限

令和7年8月26日(火)正午まで

(5) 留意事項

- ア 本要領及び仕様書に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。
- イ 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用など、全て提案者の負担とする。
- ウ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。
- エ 提出後のデータの差し替えや修正は一切認めない。
- オ 提出された書類は返却しない。
- カ 一般社団法人金沢市観光協会から渡された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

10 説明会

本業務の企画提案を公募するにあたっての説明会は開催しない。

11 審査方法

(1) プレゼンテーション

本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。

(2) プロポーザルの審査

ア 審査方法

本プロポーザルの審査にあたっては、イに掲げる審査基準に基づき、提出された参加表明書、企画提案書等の内容について審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託の受託候補者として選定する。

イ 審査基準

審査項目	評価基準
1 業務内容の理解度	(1) 事業目的を的確に把握し、目的実現のための手法等を提案しているか。 (2) 事業主体の要請する内容を満たしているか。
2 提案内容の独創性	(1) 提案された手法・メニューに創造性があるか。 (2) 提案された手法・メニューに十分な効果が見込まれるか。
3 提案内容の適格性	(1) 提案された手法・メニューの実現可能性はあるか。 (2) 提案された手法・メニューに係る経費見積・予算規模は妥当か。
4 業務遂行の確実性	(1) 事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。 (2) 事業実施スケジュールは妥当か。

ウ 参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の受託候補者とする。

エ 企画提案書提出期限の日から概ね2週間以内に選定した企画書を提出した企画競争参加者に対して、結果を書面で通知する。

オ 選定結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。

カ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

12 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した受託候補者と一般社団法人金沢市観光協会が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で一般社団法人金沢市観光協会と契約を締結する。なお、仕様書の内容は、提案のあった内容を基本とする。

(2) 契約金額の確定

契約金額は、(1)により確定した仕様書に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。

(3) その他

受託候補者と一般社団法人金沢市観光協会との間で行う協議が整わない場合、又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合順位が次点であった応募者と協議する。

13 参考情報

金沢市観光公式サイト「金沢旅物語」（日本人向け）

<https://www.kanazawa-kankoukyoukai.or.jp/index.html>

VISIT KANAZAWA（外国人向け、英語ページ）

<https://visitkanazawa.jp/en/>

金沢市持続可能な観光振興計画 2021 ※今年度新たな計画を策定予定

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kankoseisakuka/gyomuannai/3/1/7114.html>

金沢市観光調査結果報告書

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/chosatokeishitsu/gyomuannai/1/3/7853.html>

宿泊税について

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/zeimuka/gyomuannai/2/8/8713.html>

旅のお悩みをスマートに解決！「金沢流まちあるき」動画

https://www.kanazawa-kankoukyoukai.or.jp/support/detail_202.html

旅のお悩みをスマートに解決！「金沢流まちあるき」パンフレット

https://www.kanazawa-kankoukyoukai.or.jp/lsc/upfile/pamphlet/0000/0076/76_1_file.pdf

かなざわ観光快適度マップ

https://www.kanazawa-kankoukyoukai.or.jp/support/detail_338.html

手荷物預かり・配送サービス

https://www.kanazawa-kankoukyoukai.or.jp/support/detail_373.html

<https://www.machi-nori.jp/service/tebura/>

金沢駅構内のコインロッカー・手荷物預かり所

https://www.kanazawa-kankoukyoukai.or.jp/support/detail_573.html

ばい捨て等防止重点区域図

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminkyodosuishinka/gyomuannai/3/2/3/8110.html>